

第6号様式別表4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、第6号様式別表3又は別表3の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第6号様式別表3、別表3の2及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の⑪の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の⑤の欄の金額 (2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の⑫の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の⑩の欄の金額	